



守減審第7号

令和2年6月10日

守山市長

宮本和宏様

守山市廃棄物減量等推進審議会

会長 武田信生



一般廃棄物（ごみ）処理基本計画(案)について（答申）

平成30年11月29日付け守ご第563号をもって諮問のありました一般廃棄物（ごみ）処理基本計画(案)について、慎重に本審議会で審議を行い、別添のとおり取りまとめましたので、下記の事項を付して答申します。

記

1 『地球環境にやさしい持続可能な循環型社会』の実現に向けて

市民、事業者とともに、地球規模での環境問題としっかり向き合い、「大量消費・大量生産・大量廃棄」というライフスタイルからの脱却を図り、計画の基本理念である『地球環境にやさしい持続可能な循環型社会』の実現に向け、さらなるごみの減量化や再資源化に取り組むこと。とりわけ、計画に位置付けたごみ減量化施策一つ一つを単に標語としてではなく、具体的に市民、事業者とともに展開していくことが必要であるため、環境学習の充実を図ること。

2 分別区分の変更について

新施設では、ごみの焼却によって発生するエネルギーを活用するサーマルリサイクルを実施することや、炉の形式が流動床式からストーカ式へ変更することにより、焼却ごみの対象が増えることとなる。こうした変更に伴いどんなものでも焼却ごみで出せるという誤解を招き、市民に根付いた分別意識が低下することが危惧される。

サーマルリサイクルについては、リデュースを徹底した上で、エネルギーの有効活用を行うものであることを市民に丁寧に説明を行うこと。

また、新たな分別区分については、分別アプリをはじめとする様々な媒体を活用するなか、分かりやすく丁寧に市民へ周知を行うこと。



3 事業系廃プラスチック等の受入規制について

事業系の廃プラスチック等の新たな受入規制については、事業者が混乱することがないよう、分かりやすい運用を定め、適正に周知活動を行うこと。

